

年内に実施する「事故半減のための緊急対策(第1弾)」の実施内容

I. 「販売事業者に起因する事故防止」の緊急対策

販売事業者に起因する事故が、事故全体の約3割を占めていることから、業界の責任として撲滅を図るため、全ての従業員に対し、保安教育を実施するようお願いいたします。

その中でも、近年の事故において、容器交換や設備工事の際の接続不良が多いことから、社内の朝礼等の際に、以下の事項を重点に注意喚起を徹底するようお願いします。

1. 容器交換作業員への主な注意喚起

- ① 容器交換時には、容器と高圧ホースの締め込みを確実に行う。
- ② 容器と高圧ホースの接続時には、水分、ゴミその他の異物のないことを確認する。
- ③ 予備側の容器が接続されているかを確認する。

2. 設備工事作業員への主な注意喚起

- ① 設備工事時には、各種器具・配管・ホース等の接続部分の締め付けを確実に行う。
- ② 工事終了後に漏えいの確認を確実に行う。

II. 「業務用厨房施設等のCO中毒事故防止」の緊急対策

業務用厨房施設等のCO中毒事故が、昨今多発しており、重大事故につながり社会的影響が大きいことから、事故防止の徹底を図る必要があります。

本件に関しては、本年7月31日付けで同施設の管理責任者やユーザーの従業員等への注意喚起をお願いしておりますが、万が一注意喚起が不十分な施設がある場合は、早急に注意喚起をお願いします。

1. 施設の管理責任者やユーザーの従業員等への使用上の主な注意喚起

- ① 一酸化炭素(CO)は無色・無臭の気体であり吸い込んでしまうと軽症の場合は頭痛・めまい・麻痺等の中毒症状となり、高濃度のものを吸い込んでしまうと最悪の場合は死に至ることもあることを十分認識するよう促す。
- ② ガス消費機器の火がつきにくい、異臭がするなどの異常が起きた場合には、不完全燃焼を起こしている可能性があるので、LPGガス販売事業者に連絡の上、至急、点検を受けるよう促す。

- ③ 排気ダクト、換気扇、ガス消費機器の給排気部及びバーナー部が油、ほこり等で閉そくしないよう、常に清掃を心がけるよう促す。

※ 経産省作成のチラシ等(別添)を活用し、使用上の注意喚起を徹底する。

2. 施設の管理責任者やユーザーの従業員等へ安全機器等の設置促進

- ① 屋外設置式の機器や不燃防付き機器への交換が可能のものは、交換を優先する。
- ② 経年劣化等による老朽化した機器については、事故を起こす可能性が大きいため、交換を勧める。
- ③ 困難なものはCO(換気)警報器を促進する。